

平成 28 年 12 月 16 日

お客さまへ

奈良中央信用金庫

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について  
(振り込め詐欺防止対策)

いつも奈良中央信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

キャッシュカードによる振込に不慣れな高齢のお客さまを A T M に誘導して、現金を振り込ませる「還付金詐欺」が急増しています。

当金庫では、こうした被害を防止するための緊急対応として、下記のとおり、キャッシュカード振込機能の一部利用制限を実施させていただきます。

何卒、ご理解のほどよろしく申し上げます。

記

1. 緊急対応の内容

**次のお客さまは、キャッシュカードによる振込ができなくなります。**

**(振込限度額を『0 円』とさせていただきます)。**

(1) **対象となるお客さま**

**70 才以上、かつ 3 年以上、キャッシュカードによる A T M 振込をされていない  
口座をお持ちのお客さま**

(2) **開始時期**

平成 29 年 1 月 5 日より

(3) **上記のお客さまがキャッシュカードによる振込を希望される場合**

平日の営業時間内に当金庫の窓口へお申し出ください。

(ご持参物)

本人確認書類、通帳、キャッシュカード、お届出印

(4) **対象振込不能の通知方法**

**対象振込は、振込操作後の『ご利用明細』にて、振込できない旨をお知らせします。**

**(記載内容)**

**「お取扱いできません。取引店にお問い合わせください。」**

※なお、キャッシュカードによる『お預入れ』や『お引出し』は従来通り可能です。

以上